

告 示

埼玉県告示第五百九十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県知事 上田清司

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県社会福祉 総合センター	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目二番六 十五号 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 会長職務代理者副会長 石川 稔	平成二十八年 四月一日から 平成二十九年 三月三十一日 まで